

5 2010 / 15

No.**211**

棚倉町役場
企画情報課

233-2112

環境美化清掃≪クリーンアップ作戦≫にご協力お願いします

- ▶実施月日 6月6日(日)【小雨決行】
- ▶実施方法 行政区ごとに実施しますので、1世帯から1名の参加をお願いします。 作業は、道路、河川、公園等に投棄されているゴミ(空き缶、空き瓶等)の回収を行います。
- ▶ゴミの処理方法

クリーンアップ作戦用に配布する専用袋を使用し、回収したゴミは分別を行い、各行政区で指定した回収場所へ午前8時30分までに置いてください。ゴミは当日に回収運搬します。

- ▶作業上の注意
 - ○道路付近の作業では、交通状況に十分注意し実施してください。
 - ○この作業は、環境の美化活動でありますので、**家庭内のゴミ・粗大ゴミ・土砂は回収しません**。ご協力をお願いします。
- ▶ お問い合わせ 住民課 消防環境係 ☎33-2116

参議院議員通常選挙の期日前投票所投票立会人を公募します

町選挙管理委員会では、投票率が低い20代、30代への選挙啓発の一環として、7月に予定されております参議院議員通常選挙の期日前投票所投票立会人を下記のとおり公募します。

- **▶募集期間** 5月20日休から6月4日金まで
- ▶募集方法 町選挙管理委員会 (町役場総務課内) にある用紙又は町のホームページ内の用紙で応募ください。
- **▶募集人員** 32名以内(応募者数によってはご希望に添えない場合があります。)
- ▶応募資格 棚倉町の選挙人名簿に登録されている方で、40歳未満の方(6月末現在)

投票立会人とは、投票が公正かつ適正に行われているか立ち会う方です

- ▶立会日時 選挙公示日の翌日から投票日の前日までの16日間 午前8時30分から午後8時まで(各日2名ずつ)
- **▶立会場所** 棚倉町役場内 期日前投票所
- ▶手 当 等 報酬として1日9.500円が支給されます。(その他交通費等は支給されません。)
- ▶お問い合わせ 町選挙管理委員会(総務課内) ☎33-2111

福島県は、棚倉町に大気常時監視測定局を設置し光化学スモッグの大気汚染の測定を行っています

測定濃度が0.12ppm以上になり、かつ継続すると認められるときは、福島県より注意報又は警報が発令されます。

その際は、防災無線でお知らせいたしますが、次のとおり注意が必要となります。

- ○窓はできるだけ閉め、なるべく屋外に出ないようにしてください。
- ○自動車の使用はできるだけ控えてください。
- ○体の弱い方や病気の方は、室内で安静を保ってください。
- ○目や喉に刺激を感じた時は、ただちに洗眼やうがいをし、県南保健所又は町役場住民課に連絡してください。
- ▶お問い合わせ 県南保健所 ☎0248-22-5479 住民課 消防環境係 ☎33-2116

地デジ相談会・説明会の お知らせ

▶会場 棚倉町役場 第1会議室 (1階)

開催日	日	程
5月26日(水) 27日(木)	10:00 ~ 12:00	相談会
	13:30 ~ 14:00	説明会
	14:00 ~ 16:00	相談会
5月28日(金)	10:00 ~ 12:00	相談会
	14:00 ~ 16:00	相談会

【相談会内容】

「どういった準備をすればよいか分からない」 「デジタルテレビを買ったけど、地デジが映らない」など、地デジに関しての困りごとを相談く ださい。地デジアドバイザーが、あなたのご相 談に丁寧に対応します。

【説明会内容】

「地デジの魅力」「地デジの準備のしかた」「地 デジ詐欺の注意」などについて、わかりやすく 説明します。

▶お問い合わせ

デジサポ福島相談会グループ ☎024-526-0685

6月の心配ごと相談のご案内

			民生委員	弁 護 士
開	催	日	毎週月曜日(祝日除く)	17日休)
時		間	午前9時~正午	午前10時~ 午後3時
場		所	保健福祉センター	相談室
お問い合わせ		bせ	町社会福祉協議会	☎ 33-2623

4月の町内交通事故発生状況

Σ	<u> </u>	}	今年	昨年	増減
件		数	7	5	2
死		者	0	0	0
負	傷	者	9	7	2

4月の町内街頭犯罪発生状況

対 象 犯 罪	今年	昨年	増減
空 き 巣	0	1	▲ 1
忍び込み	0	0	0
車上ねらい	0	0	0
自動販売機ねらい	0	3	A 3
自 動 車 盗	0	0	0
オートバイ盗	0	0	0
自 転 車 盗	1	2	1
計	1	6	4 5

棚倉警察署調

非自発的失業者(倒産・解雇・ 雇い止め等)に対する 国保税の軽減制度について

平成22年4月から倒産・解雇・雇い止めなどにより離職をされた方の国民健康保険税が軽減されます。

- ▶対象者(次の3つの全てが当てはまる方が対象)
- ①平成21年3月31日以降に失業した方
- ②離職時の年齢が65歳未満の方
- ③雇用保険受給資格者証を持っており「理由」欄の コードが 11、12、21、22、23、31、32、33、34 のいずれかである方

▶軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより計算されます。軽減は、前年の給与所得を30/100とみなして計算されます。

▶軽減期間(平成22年4月1日以降について適用)

離職年月日	保険税軽減対象期間
平成21年3月31日から 平成22年3月30日まで	平成22年4月~平成23年3月
平成22年3月31日以降	離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌 年度末まで

例1:離職日 H21.10.5→軽減期間 H22.4~H23.3 例2:離職日 H22.3.31→軽減期間 H22.4~H24.3 例3:離職日 H22.6.20→軽減期間 H22.6~H24.3 ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入など国民健康保険を脱退すると終了します。

▶申請方法

①国民健康保険証②雇用保険受給資格者証③印 鑑を持参のうえ役場住民課で申請してください。

▶お問い合わせ 住民課国保年金係 ☎33-2116

軽自動車税の減免申請について

体の不自由な方が所有する軽自動車の税金で、 申請をすることにより軽自動車税が減免される 制度があります。

▶申請期間 5月17日(月)~24日(月)

▶対 象 者

身体障がい・戦傷病・精神障がい・知的障がいの 方、又はこの方々と生計を同じくする同居の家 族で通院、通所、通学、通勤のため運転する方 ※持ってくるもの等はお問い合わせください。

▶お問い合わせ

税務課 課税徴収係 ☎33-2118

